

長岡市成年後見支援センター（仮称）の設置

平成 29 年 3 月 22 日

長岡市社会福祉協議会

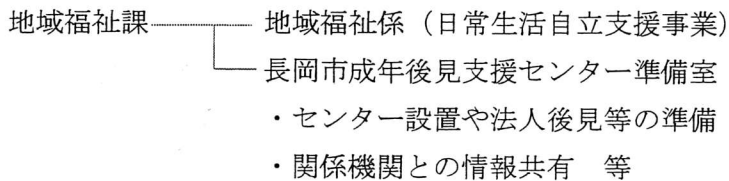
1 経過と目的

- ・平成 27 年度、長岡市社会福祉協議会活動推進計画に基づき、市社協内部で職員による勉強会、県内先進地への視察等を実施。「地域で暮らす権利を創り出すのは社協であること」を方針として打ち出した。
- ・平成 28 年度、市関係各課、市社協担当者による情報共有会を実施。権利擁護に関する基幹的相談窓口として、長岡市成年後見支援センター（仮称）の設置に取り組むこととした。
- ・センターの機能は、①権利擁護に関する基幹的相談窓口、②法人後見事業の準備と実施、③関係機関との情報共有、連携会議の開催、④市民への普及啓発、市民後見人養成講座開催に向けた準備と実施、⑤各種調査などを想定。
- ・長岡市は市全体の権利擁護体制の構築を検討する審議会の設置及び推進計画の策定を行ない、市社協は当該計画に基づき成年後見支援センターの運営を行う。

2 スケジュール

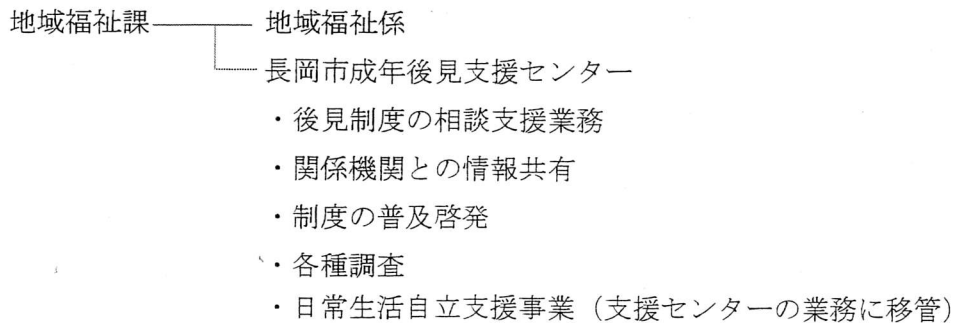
<平成 29 年 4 月 1 日> 臨時組織の設置

長岡市成年後見支援センター準備室を地域福祉課に設置



<平成 29 年 10 月以降> 組織変更

長岡市成年後見支援センターを地域福祉課の係級で設置



長岡市社会福祉協議会として法人後見をスタート（後見人候補者名簿登載）